

特許序委託

令和6年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業調査研究報告書

登録意匠権によるファッションデザイン保護の在り方

**A Study on the Protection of Fashion Design Through Registered Design Rights**

山本 真祐子

**Mayuko YAMAMOTO**

令和7年3月

**March 2025**

一般財団法人知的財産研究教育財団

**Foundation for Intellectual Property**

知的財産研究所

**Institute of Intellectual Property**

登録意匠権によるファッションデザイン保護の在り方

**A Study on the Protection of Fashion Design Through Registered Design Rights**

一般財団法人知的財産研究教育財団  
知的財産研究所  
派遣研究者  
山本 真祐子

Mayuko YAMAMOTO  
Overseas Researcher  
Foundation for Intellectual Property  
Institute of Intellectual Property

## 報告書の構成

はしがき      英語  
はしがき      日本語

要約      英語  
要約      日本語

目次      日本語  
本文      日本語

### The Structure of This Report

Foreword      English  
Foreword      Japanese

Summary      English  
Summary      Japanese

Table of Contents      Japanese  
Main Body      Japanese

## **Foreword**

The Foundation for Intellectual Property, Institute of Intellectual Property conducted the 2024 Collaborative Research Project on Harmonization of Industrial Property Right Systems under a commission from the Japan Patent Office (JPO).

Various medium-term issues need to be addressed to encourage other countries to introduce industrial property right systems helpful to the international expansion of Japanese companies and to harmonize the industrial property right systems of major countries, including Japan. Accordingly, this project provided researchers well-versed in the Japanese industrial property right systems with an opportunity to carry out surveys and collaborative research on these issues with the goal of promoting international harmonization of industrial property right systems through use of the research results and researcher networks.

As part of this project, we dispatched Japanese researchers to foreign research institutes to engage in collaborative research on target issues.

This report presents the results of the research conducted by Lecturer Mayuko YAMAMOTO with Faculty of Informatics, Gunma University, visiting University of Nottingham in United Kingdom as an Academic Visitor\*. We hope that the results of her research will facilitate harmonization of industrial property right systems in the future.

Last but not least, we would like to express our sincere appreciation for the cooperation of all concerned with the project, especially Prof. Estelle Derclaye, University of Nottingham.

Institute of Intellectual Property  
Foundation for Intellectual Property

March 2025

---

\* Period of research abroad: From January 29, 2025 until February 23, 2025

## はしがき

当財団では、特許庁から委託を受け、令和6年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業を実施した。

この事業は、我が国企業が海外各国において活動しやすい産業財産権制度の導入を促すため、主に日本を含む複数国間において産業財産権制度に関する制度調和を進める上で抱える中期的な課題に関し、日本の産業財産権制度に対して深い理解を有する研究者が調査・共同研究を実施し、得られた研究成果及び研究者のネットワークを活用して産業財産権制度に関する制度調和の推進を図ることを目的とするものである。

その一環として、我が国の研究者を外国の研究機関に派遣し、主に日本を含む複数国間において産業財産権に関する制度調和が中期的に必要な課題について共同研究による調査を行った。

この調査研究報告書は、派遣研究者としてイギリス・ノッティンガム大学において研究に従事した群馬大学情報学部講師山本真祐子氏の研究成果を報告するものである\*。

この研究成果が今後の産業財産権制度調和の一助になれば幸いである。

最後に、この事業の実施に御尽力いただいたノッティンガム大学のEstelle Derclaye教授を始めとする関係各位に深く感謝申し上げる。

令和7年3月  
一般財団法人知的財産研究教育財団  
知的財産研究所

---

\* 派遣期間：令和7年1月29日～令和7年2月23日

## **Summary**

This research examines how fashion designs should be protected through registered design rights, with reference to Registered Community Design (and UK registered design rights).

Traditionally, it has been thought that the fashion business, which has a short design lifecycle and often develops many designs at once, is not compatible with design protection through registered design rights, which require filing and registration. However, this problem appears to have been partially resolved with the amendments to the Registered Design Law made in 2018, extending the grace period, and made in 2024, relaxing procedural requirements for exceptions to lack of novelty.

However, there are still problems that remain unresolved. This research examines the following two points with reference to Registered Community Design rights (and UK registered design rights).

First, even though the procedural requirements regarding the exception to lack of novelty have been relaxed, there is still a procedural requirement that requires the submission of a certificate for the earliest publication, and I advocate introducing a system for Registered Community Design rights that does not have such procedural requirements.

Second, it is difficult to protect fabric designs; the pattern itself separate from the article cannot be protected by registered design rights, and even with respect to registered design rights that specify “woven fabric” as a designated article, if the same or similar pattern is used on various articles with different shapes, the similarity of the articles is basically not recognized, and it is unclear to what extent infringement based on the relationship of use that is based on Article 26(1) can be recognized. In order to resolve the issue, I recommend that rather than introducing a system of Registered Community Design rights (and UK registered design rights), which is considered to be more likely to allow infringement across articles than in Japan, consideration should be given to introducing a system of filing a single application for multiple designs.

## 要約

本研究は、意匠権によるファッションデザイン保護のあり方について、登録共同体意匠権（及びイギリスの登録意匠権）を参照した検討を行うものである。

従来、デザインのライフサイクルが短く、かつ一度に多数のデザインを展開することが多いファッションビジネスと、出願・登録を要する意匠権によるデザイン保護の相性は悪いとされてきた。しかし、2018年（グレイスピリオドの期間伸長）及び2024年施行の意匠法改正（新規性喪失の例外にかかる手続要件緩和）によって、その問題は一部解消されたといえる。

とはいっても、いまだ解消されない問題は存在する。本研究は、そのうち以下の二点について、登録共同体意匠（及びイギリスの登録意匠権）を参照した検討を行うものである。

第一に、新規性喪失の例外にかかる手続要件が緩和されたとはいっても、いまだ最先の公開にかかる証明書の提出が必要という手続要件が存在する点について、かような手続要件のない登録共同体意匠権の仕組みを導入することを提唱する。

第二に、生地デザインの保護困難性（物品と離れた模様 자체を意匠権で保護することができず、また、「織物地」を指定物品とする意匠権についても、同一・類似の模様を、形状が異なる様々な物品に用いられた場合には、基本的に物品の類似性が認められず、かつ利用関係についても、どこまで及ぶのか不透明である点。）については、日本に比して、物品をまたぐ侵害が肯定されやすいと考えられる登録共同体意匠権（及びイギリスの登録意匠権）の仕組みを導入するのではなく、むしろ多意匠一出願の仕組みの導入を検討すべきことを提唱する。

## 目次

I.	はじめに—本研究の問題意識—	1
II.	新規性喪失の例外にかかる手続負担	3
1.	日本法の問題点	3
2.	EU 法	4
3.	検討	5
III.	生地デザイン保護の困難性	7
1.	日本法の問題点	7
2.	EU 法	10
(1)	制度概要	10
(2)	異なる物品間の侵害判断等	11
3.	検討	15
IV.	結語	18

## I. はじめに—本研究の問題意識—

近年、ファッションデザイン保護についての研究が注目を集めている<sup>1</sup>。その主たる理由として、ファッション業界における模倣に対する意識の変化が指摘されている。すなわち、従来は、ファッション業界において模倣に寛容な文化も存在したが<sup>2</sup>、近年は、技術発展により、迅速かつ精度の高い模倣が、低コストかつ大規模で行えるようになり、模倣を問題視する傾向が強まっているというのである<sup>3</sup>。

このように、ファッションデザイン保護の在り方の検討が重要なテーマになっているが、従来、ファッションデザイン（特に衣服デザイン）の保護において主として検討される法制度は、不正競争防止法2条1項3号（以下、「デッドコピー規制」という。）であったようと思われる<sup>4</sup>。なぜならば、そのようなデザインは、季節性・流行性の影響で、基本的に短ライフサイクルであるとされ、また、ファッションビジネスには一度に展開するデザイン数も多いという特質もあるために、出願・登録なくしてデザイン保護の結果を得うる同規制が最も活用しやすいためである<sup>5</sup>。

これに対して、出願・登録を要する意匠権は、その保護と相性が悪いとされてきた。すなわち、意匠権は、権利化までに一定の期間を要することは避けられず、かつ特に日本のように保護要件の実体審査を行う場合には審査期間の短縮にも限界があるため、ライフサイクルが短いことの多いファッションデザインの保護に活用しにくい旨が説かれていたのである<sup>6</sup>。また、一度に多数のデザインが展開されることが多いという性質上<sup>7</sup>、その全てについて意匠登録出願をなすことは現実的ではないが、選択的に出願しようにも、意匠権は保護要件として新規性を要求するため、原則的には事後的に売れ行きがよい商品のデザイ

<sup>1</sup> 国内における代表的な文献として、小島立「ファッションと法についての基礎的考察」高林龍ほか編『現代知的財産法講座III 知的財産法の国際的交錯』3-32頁（日本評論社、2012）、渕麻依子「ファッション・デザインの法的保護についての一考察—アメリカ法の議論を手がかりに」中山信弘先生古稀『はばたき—21世紀の知的財産法』933-946頁（弘文堂、2015）、西村雅子「ファッション分野での知財マネジメントに関する一考察」パテント67卷15号52-66頁（2014）、金井倫之「ファッション・ロー概論～ファッション・ビジネスと法的保護～」IPマネジメントレビュー15号27頁（2014）、小川徹「ファッションプロダクトの多面的な保護」日本大学知財ジャーナル10卷57-67頁（2017）、泉克幸「衣装の形態における『実質的同一性』（不正競争防止法2条5項）の判断」L&T84号45-55頁（2019）、関真也「アパレルデザインの不正競争防止法2条1項3号による保護—『流行』の生成プロセスから見た商品形態の実質的同一性の捉え方の検討—」特許研究68号53頁（2019）、中川隆太郎「ファッション」骨董通り法律事務所編『エンタテインメント法実務』365-394頁（弘文堂、2021）、角田正芳ほか『ファッションロー』（第2版、勁草書房、2023）、蘆立順美「ファッション・デザイン」茶園成樹=上野達弘編著『デザイン保護法』89-122頁（勁草書房、2022）、海老澤美幸「講演録 ファッションデザインを保護する法システム～著作権法をはじめとする法律の交錯点をときほぐす～」コピライター63卷747号（2023）、山本真祐子「デッドコピー規制における実質的同一性判断—衣服デザインに関する事例分析を通じて—」知的財産法政策学研究第58号67-142頁（2021）等がある。詳細は、筆者の博士論文（近刊・タイトル未定）を参照されたい。

<sup>2</sup> ガブリエル・シャネルが模倣に寛容であったことにつき、朝倉三枝「コピー」蘆田裕史ほか編『ファッションスタディーズ：私と社会と衣服の関係』172-173頁（2022、フィルムアート社）等を参照。

<sup>3</sup> C. Scott Hemphill & Jeannie Suk, *THE LAW, CULTURE, AND ECONOMICS OF FASHION*, Stanford Law Review Vol.61 Issue5, 124 (2009)、金井・前掲注1) 27頁等。詳細は、筆者の博士論文（近刊・タイトル未定）を参照されたい。

<sup>4</sup> 海老澤・前掲注1) 13-14頁、中川・前掲注1) 373頁、山本・前掲注1) 67-68頁等参照。

<sup>5</sup> 同上

<sup>6</sup> 泉・前掲注1) 45頁、関・前掲注1) 53頁、海老澤・前掲注1) 12-14頁等。金井・前掲注1) 27頁も参照。

<sup>7</sup> 海老澤・前掲注1) 13頁参照。

ンのみを選択することも叶わず、他方で、いずれのデザインがヒットするかの予測を事前になることは困難であるという問題がある。もちろん、新規性喪失の例外規定は存在するが、2018年施行の意匠法改正以前は、例外の適用期間（以下、「グレイスピリオド」という。）が半年であったため、事実上衣服デザインの意匠登録出願をなすことは、ほとんど不可能と考えられた。なぜならば、ファッショングループにおいては、店頭販売よりも半年前後前に、ファッションショーや展示会でそのデザインを発表することが常であるため、半年間のグレイスピリオドでは、店頭販売による市場テストをなしたうえで意匠登録出願をなすことが叶わなかつたのである<sup>8</sup>。

しかし、2018年施行の意匠法改正によって、グレイスピリオドが1年間に伸長されたため、現行法下では、1シーズン程度の市場テストをなしたうえで、意匠登録出願をなすことは可能になった<sup>9</sup>。また、新規性喪失の例外については、その手続要件にも問題が存在したところ、2024年施行の意匠法改正によって、その問題が一部解消された（詳細は、II章1節で後述する。）。

そうすると、かねてより指摘されていたファッショングループ（特に衣服デザイン）にかかる意匠権取得の困難性が一定程度緩和されたといえ、今後は衣服デザインについても意匠権の活用がより活発になることが想定され、その研究の必要性が存在する。

もっとも、その活用には、未だ様々な困難が存在する。

まず、新規性喪失の例外の手続要件にかかる負担が挙げられる。たしかに、2023年改正によって、新規性喪失の例外にかかる手続きが一定程度緩和された。もっとも、いまだファッショングループにおける潜在的な出願人において、過大な負担となっている可能性が存在する（詳細は、II章1節で後述する。）。

つぎに、特に生地デザインの保護の困難性が挙げられる。すなわち、保護範囲についても、類似性判断において指定物品の類似性も考慮されうることに起因する負担という問題がある（詳細は、III章1節で後述する。）。すなわち、ファッショングループにおいては、特定の模様を複数の商品（上衣、下衣、ワンピース、鞄等）に用いることが多々あるが、この

<sup>8</sup> 中川隆太郎「ファッショングループと意匠法の『距離』」工業所有権法学会年報43号105-106頁（2020年）

<sup>9</sup> かかる改正をファッショングループにとって大きな意味を持つものであったと評価するものとして、中川・前掲注8) 99-100頁を参照。石居天平「フェリシモの知財活動」発明2019年12月号11-12頁（2019）に参照。

もっとも、筆者は、いまだ新規性喪失の例外の適用期間が短期に過ぎる可能性があると考えている。すなわち、季節ものであることが多い衣服デザインにおいては、実質的には1シーズン分の市場テストのみによって、意匠登録出願の検討を強いられてしまうことが多いが、大半のデザインは流行の影響を受けて、短ライフサイクルで終わってしまうため、意匠登録出願のコストに見合わないことが多い。他方で、偶然性等多様な理由でライフサイクルが長期化するものも存在するが、1シーズンなどといった短期間の市場テストで、意匠登録出願のコストをかけるべきデザイン（ライフサイクルが長期となるデザイン）であるかを判断することは難しい。それでは、ライフサイクルが長期的なものになりうる全てのデザインについて意匠権を取得すればよいかというと、一度に展開するデザイン数が多いというビジネス特性があるなかで、その全てについて意匠登録出願をなすことは現実的ではない。そのため、デッドコピー規制によって模倣が禁止されている3年の間に、意匠登録出願を検討しうるよう、グレイスピリオドを3年間に伸長することのメリット・デメリットを検討する必要があると考える。もっとも、当該論点については、本研究によって参考にするイギリス法・EU法においても、グレイスピリオドが同期間であるために、大きな示唆を得られる可能性が低いとの見込みに鑑み、本研究では検討対象外とし、今後の課題としたい。

のような場合において、生地デザインについて一つの意匠権を取得するのではなく、その全ての物品について意匠権を取得しなければ、それぞれの物品についての侵害を問えない可能性が高い旨が指摘されており<sup>10</sup>、これは出願人にとって大きな負担になっていると考えられる。

以上の問題意識に基づき、本研究においては、デザイン保護についての議論の蓄積や実例が豊富であるのみならず、特に新規性喪失の例外にかかる手続的要件や、物品の縛りに起因する負担にかかる課題について、日本の登録意匠権とは異なる制度を有しているとされるEUの登録共同体意匠権、及びEUを離脱したものの、現時点においても相当程度EU法の影響が残存していると考えられるイギリス<sup>11</sup>の登録意匠権によるファッショングデザインの保護を参照して、以上の課題を検討する。

## II. 新規性喪失の例外にかかる手続負担

### 1. 日本法の問題点

2023年施行の意匠法改正以前は、意匠の新規性喪失の例外の規定の適用を受けるためには、出願と同時に、その旨を記載した書面を提出するか願書にその旨記載した上、出願から30日以内に、同規定の適用を受けることができることを証明する書面（例外適用証明書）を特許庁長官に提出しなければならないとされていた（意匠法4条3項。ただし極めて限定的なその例外については、同条4項を参照）。そして、同3項に規定される例外適用証明書について、出願前に複数回公開した場合は、原則すべての公開に対し手続が必要となるとされていた<sup>12</sup>。

そのため、「出願人は主要な公開の事実は把握している可能性があるものの、短期間に公表事実を網羅的に調査し、証明をすることは負担が大きいのではないか」との議論がなさ

<sup>10</sup> 中川・前掲注8) 109-112頁。

なお、日本国内においてファッショングデザイン保護に意匠権が活用された例が少ないため、その保護範囲にかかる予測可能性が低いという問題も存在する。もっとも、本研究で参考にするイギリス法・EU法においても、特に衣服デザインの登録意匠権侵害が問題となった事例は少なく、特にEU法については、統一データベースの不存在等に基づく、各加盟国における侵害訴訟調査の困難性も存在することが判明した。そのため、本研究ではこの点を検討対象外とし、今後の課題としたい。

<sup>11</sup> イギリスは、EU加盟時に、EU各加盟国における意匠制度の調和を図る共同体意匠指令（Directive 98/71/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 1998 on the legal protection of designs）に基づき制定された意匠制度を、大きな変更なくいまだ維持している。

なお、EU離脱後のEU法の影響についての詳細な解説は、板持研吾「Brexitと英國法--知的財産法による例解とともに」東北法学87巻4号333-357頁(2024年)を参照。著作権法についての解説として、今村哲也「イギリス著作権における著作物性に関する基本的概念—著作物の分類、固定性、オリジナリティについて」高林龍先生古稀記念『知的財産法学の新たな地平』(日本評論社, 2022) 364-366頁も参照。

<sup>12</sup> 以上につき、特許庁政策推進懇談会『知財活用促進に向けた知的財産制度の在り方～とりまとめ～』9頁(2022年6月30日)(<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/kondankai/document/index/hokoku.pdf>, 2025年2月21日最終閲覧)

れていた<sup>13</sup>。実際、自ら公開した意匠に相互に類似する複数のバリエーションが存在する場合において、そのうち一つの意匠についてしか証明書に記載していなかった場合において、これと同一ではないが、類似する他の公開意匠について証明書に記載していなかったこと原因となって、新規性が否定された事例として、知財高判平成 30.7.19 平 29 (行ケ) 10234 [コート] がある。

この問題については、その手続的負担を一部解消する法改正が、2024 年 1 月 1 日に施行された（意匠法 4 条 3 項）。

もっとも、同改正によっても手続的負担が完全に解消されたわけではない。すなわち、同改正により、最先の公開意匠の証明書を提出することができれば、これと類似の範囲の意匠が別途公開されても、最先の公開意匠の証明書をもって新規性喪失の例外の適用を受けられることとなったが、最先の公開意匠の証明書提出に失敗した場合や、証明書記載の意匠と類似しない意匠については、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができないという問題は残る<sup>14</sup>。

## 2. EU 法

### (1) はじめに

EU 法には、EU 加盟国を規律するものとして、加盟国に直接適用される規則 (regulation)<sup>15</sup> と、各国法において制定されるべき内容を定める指令 (directive) がある<sup>16</sup>。意匠制度については、規則に基づく制度として、2003 年に導入された汎 EU の登録共同体意匠制度 (Registered Community design) が存在する（以下、かかる制度を「登録共同体意匠制度」といい、これらに基づく権利を「登録共同体意匠権」という。）。同制度は、本稿執筆時点においては、共同体意匠規則 (Council Regulation (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community designs) により規律されているが、同規則は改正され (Regulation (EU) 2024/2822 of the European Parliament and of the Council of 23 October 2024 amending Council Regulation (EC) No 6/2002 on Community designs and repealing Commission Regulation (EC) No 2246/2002)、改正法は 2025 年 5 月から段階的に施行されることになっている<sup>17</sup>。もっとも、本稿で検討

<sup>13</sup> 同上

<sup>14</sup> 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会「新規性喪失の例外適用手続に関する意匠制度の見直しについて」6-8 頁（2023 年 3 月 10 日）([https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho\\_shoi/document/isyou\\_seido\\_2303\\_10\\_minaoshi/01.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/isho_shoi/document/isyou_seido_2303_10_minaoshi/01.pdf))、2025 年 2 月 21 日最終閲覧）、青木大也「意匠法における新規性喪失の例外をめぐる一考察—令和 5 年改正を踏まえて」民商法雑誌 159 卷 5 号（2023 年）595 頁参照。

<sup>15</sup> 庄司克宏『新 EU 法 基礎篇』210-211 頁（岩波書店、2013）

<sup>16</sup> 庄司・前掲注 15) 211-212 頁参照。

<sup>17</sup> EUIPO, DESIGN REFORM, <https://www.eipo.europa.eu/en/designs/design-reform-hub>, last visited 21 February 21, 2025.

する点は、いずれも改正法によって影響を受けるものではないため、改正前の現行法を前提として検討を行う。

## (2) 新規性喪失の例外にかかる手続要件

登録共同体意匠権においても、日本の意匠権と同様に、12か月間のグレイスピリオドが設けられているが（共同体意匠規則7条2項）、日本とは異なり、手続要件は規定されていない。すなわち、同規定は「意匠の創作者、その承継人、またはこれらの者から提供された情報や行為に基づく第三者によって、出願日または優先権主張日以前の12か月間に公衆に開示された意匠については、第5条および第6条の適用上、考慮されない。」とするに過ぎない。なお、第5条は新規性（novelty）、第6条は独自性（individual character）という登録要件にかかる規定である。そのため、登録段階で特段の証明書は不要であることは、既に邦語の先行文献でも指摘されている<sup>18</sup>。

したがって、最先の開示時期については、後に紛争が生じた際に争われることになる。実際の紛争を見ると、新規性喪失の例外の規定を用いない場合と同様に、登録共同体意匠権の無効を主張する者において、出願日より12か月以上前の開示を立証している<sup>19</sup>。他方、仮に無効を主張する者において立証された開示が出願日より12か月以内であった場合には、意匠権者において、当該開示が筆者又はその承継人によるものであることを立証する必要があるとされている<sup>20</sup>。

## 3. 検討

以下、日本法においても、登録共同体意匠制度のように、新規性喪失の例外について手続要件を設けない制度とする可能性について検討する。

そもそも、意匠法4条3項が、最先の公開意匠の証明書の提出を必要とした趣旨は、いかなるものであろうか。同改正に先立つ産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会の議論においては、「最先の公開意匠についての証明書を提出することにより、第三者の予見可能性等を損なわない範囲で、提出した証明書に記載した意匠以外の公開意匠についても、所定の要件を満たせば、新規性喪失の例外規定を適用させるものである。最先の公開を要件とする理由は、公開の時期は客観的に判断できる明確な要件であること、最先の公開は出願人にとって把握が容易であると考えられること、最先の公開が示されることで、

<sup>18</sup> 特許庁政策推進懇談会・前掲注12) 14頁等

<sup>19</sup> See Sphere Time v OHIM & Punch SAS [2011] E.C.D.R. 20 at [5] etc.

<sup>20</sup> See Sphere Time v OHIM & Punch SAS [2011] E.C.D.R. 20 at [24]–[29]. See also Min Liu v OHIM (T-813/14) EU:T:2015:868 (18 November 2015) at [21]–[23].

いずれの公開意匠に対して例外規定が適用されるのか判断しやすく、審査の負担が抑えられ、かつ、第三者の予見可能性も確保可能であることである。」と説明されている<sup>21</sup>。

もっとも、かかる手続要件に対しては、意に反する公知（意匠法4条1項）においては手続要件が設けられていないため、第三者は、手続がとられていなかったとしても、新規性喪失の例外が適用されないということを信頼することができない。そのため、自らの行為に起因する場合にのみ、最先の公開の証明書提出を義務付けたとしても、第三者の予測可能性を完全に確保することにはつながらず、規定の趣旨を達成できない。また、意に反する公知については、裁判例上権利者側に過失がある場合にもその適用が認められていることを考えると、気が付いている分相対的にはしっかりと管理していた者を不利に扱うこととなり、バランスを失している旨が指摘されている<sup>22</sup>。

また、意匠権者と、無効主張をする第三者（以下、単に「第三者」という。）の利益考量の観点からも、当該手続要件には疑問を差しはさむ余地があると考える。たしかに、最先の公開が示されていれば、第三者には、それより前の時点における公知意匠の調査をなせばよいという利益が存在するが、そのような利益は、最先の公開にかかる証明書の提出に失敗した意匠権者の不利益（意匠権が無効になる不利益）を甘受しても、保護すべき利益といえるのだろうか。仮に、登録共同体意匠権のような仕組みを採用する場合、たしかに、最先の公開書類以前の公知意匠のみならず、意匠登録出願日の1年より前の公知意匠の調査をなす負担という不利益が生じることになるが、その不利益は、最先の公開書類の提出に失敗したことで、意匠権が無効になってしまう意匠権者の不利益を上回るものではないと考えができる可能性もあるように思われる<sup>23</sup>。

なお、登録共同体意匠権も、意匠法4条2項も、出願前の公開は意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因することが必要であるため、「2」で述べた登録共同体意匠にかかる仕組みと同様に、無効を主張する者において立証された開示が出願日より12カ月以内であった場合には、意匠権者において、当該開示が筆者又はその承継人によるものであることを立証する必要があることは同様と考えられる。

<sup>21</sup> 産業構造審議会知的財産分科会意匠制度小委員会・前掲注14) 7頁。

<sup>22</sup> 意に反する公知は予め分からぬからこそ手続きをとらなくてよいのだとされていることを踏まえつつ、田村善之「『知的財産制度の検討課題について』に対する意見」（第1回（2022年4月28日）提出資料）（<https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/kenkyukai/kondankai/document/index/02.pdf>, 2025年2月21日最終閲覧）。

<sup>23</sup> 特許法において手続要件が設けられている趣旨を参照しつつ、特許法に比して、意匠法については、第三者の不利益を慮る実益が相対的には限定される旨の指摘（青木・前掲注14) 597頁）も参照。

### III. 生地デザイン保護の困難性

#### 1. 日本法の問題点

ファッションデザインにおいては、同一の生地デザインを、複数物品をまたいで用いるケースが多々見られる<sup>24</sup>。そのため、物品をまたいだ生地デザインの保護は、ファッション業界にとって重大な関心事といえよう<sup>25</sup>。

しかしながら、日本の意匠法においては、保護対象となるためには「物品の形状」である必要があるため（意匠法 2 条 1 項）<sup>26</sup>、物品を離れた模様自体を保護することはできない<sup>27</sup>。もっとも、生地デザインについて意匠権を取得する際は、指定物品を「織物地」として登録できる可能性は存在する<sup>28</sup>。ただし、その場合であっても、意匠権侵害における類否判断（同法 24 条）においては、裁判例上物品の類似性が要求されており<sup>29</sup>、学説においても、物品の類似性を要求する立場が通説と考えられる<sup>30</sup>。異なる物品に対する侵害を問えない可能性が指摘されている<sup>31</sup>。実際、アパレル関連製品の事例において、指定物品が「細幅レース地」の意匠権に基づき、第三者によるレース生地の販売は侵害と判断されているものの<sup>32</sup>、指定物品が「ひも、ロープ等」のレース生地の意匠権と、類似のレース

<sup>24</sup> 中川・前掲注 8) 109 頁。石居天平「テキスタイルデザインの意匠権と商標権による保護の可能性について」日本知財学会誌 19 卷 1 号 17-18 頁 (2022) も参照。

<sup>25</sup> 同上

<sup>26</sup> 2019 年改正により、画像（機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む…）の意匠も、物品の意匠とは別途保護対象となることが規定されたものの、「物品」に代わるものとして「用途」の特定（機能の特定）が要求されているため、コンテンツ画像のようなものまで保護対象となったわけではない（詳細は、田村善之「画像デザインの保護に関する 2019 年意匠法改正の概要と課題」日本工業所有権法学会年報 43 号 (2020) 187-192 頁等を参照）。

<sup>27</sup> 中川・前掲注 8) 110 頁。その他、杉光一成『意匠法講義』41 頁（発明推進協会, 2023）等も参照。

<sup>28</sup> 同上

<sup>29</sup> 結論として物品の類似性を否定したものとして、新潟地三条支判平成 11.6.22 平 10 (ワ) 62 [ロープ連結環一審]、東京高判平成 12.3.7 平 11 (ネ) 4022 等 [同二審]（意匠権の指定物品：ロープ連結管、被疑侵害製品（口号）：キーホールダー）、東京地判平成 15.1.31 平 14 (ワ) 5556 [減速機一審]、東京高判平成 15.6.30 平 15 (ネ) 1119 [同二審（意匠権の指定物品：減速機、被疑侵害製品：減速機部分にモーター部分を連結して一個の物品となした減速機付きモーター（ヤードモーター））、東京地判平成 16.10.29 判時 1902 号 135 頁 [ラップフィルム摘み具]（意匠権の指定物品：ラップフィルム摘み具、被疑侵害製品：ラップフィルム用包装用箱及びラップフィルムロールから構成されるラップフィルム製品）、知財高判平成 17.10.31 平 17 (ネ) 10079 [カラビナ]（意匠権の指定物品：カラビナ、被疑侵害製品：キーチェーン、アクセサリー）等がある。

他方、物品の類似性を肯定したものとして、大阪地判平成 17.12.15 判時 1936 号 155 頁 [化粧パフ一審]、大阪高判平成 18.5.31 平 18 (ネ) 184 [同二審]（意匠権の指定物品：化粧用パフ、被疑侵害製品：ゲルマニウムシリコンブラシ）等がある。

<sup>30</sup> 加藤恒久『意匠法要説』(1981 年, ぎょうせい) 139 頁、田村善之『知的財産法』(第 5 版, 2010 年, 有斐閣) 587 頁、茶園成樹『意匠法』(第 2 版, 2020 年, 有斐閣) 103 頁等。杉光・前掲注 27) 124 頁も参照。ただし、物品の類似を要件とせず、考慮要素とするにとどめる学説も有力である（清永利亮「意匠の類否」牧野利秋編『裁判実務大系第 9 卷 工業所有権訴訟法』406 頁 (1985, 青林書院)、牧野利秋「意匠法の諸問題」ジュリスト 1326 号 93 頁 (2007 年)、片瀬亮「意匠の類否」高部眞規子編著『最新裁判実務大系⑩：知的財産権訴訟 I』(2018 年, 青林書院) 376-377 頁、横山久芳「意匠権侵害訴訟における意匠の類否判断に関する考察」学習院大学法学会雑誌 55 卷 1 号 240-241 頁 (2019) 等）。

<sup>31</sup> 中川・前掲注 8) 109 頁、蘆立・前掲注 1) 96-98 頁。石居・前掲注 24) 18 頁も参照。

<sup>32</sup> 神戸地判平成 8.9.9 平 5 (ワ) 2253 [細幅レース地 I]

生地を用いたブラジャーは、物品が異なるために非類似と判断されている<sup>33</sup>。このように、生地デザイン保護においては、まず物品の壁が存在する<sup>34</sup>。

そこで、先行研究においては、完成品たるアパレル製品と織物地が利用関係（意匠法26条）にあるとして、侵害を問う可能性が検討されている<sup>35</sup>。しかしながら、利用関係が成立するには、「ある意匠がその構成要素中に他の登録意匠又はこれに類似する意匠の全部を、その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含し、この部分と他の構成要素との結合により全体としては他の登録意匠とは非類似の一個の意匠をなしているが、この意匠を実施すると必然的に他の登録意匠を実施する関係にある場合」である必要があり、ただし「意匠中に他人の登録意匠の全部が、その特徴が破壊されることなく、他の部分と区別しうる態様において存在することを要し、もしこれが混然一体となつて彼此区別しえないときは、利用関係の成立は否定される」<sup>36</sup>として、包含関係と、他の意匠との区別性が要求されている<sup>37</sup>。同事件は、意匠権の指定物品が机、被疑侵害製品は学習机であって、机部分と書架部分とを結合してなるものであったところ、被疑侵害製品は構成部品として机を包含し、かつ外観上机部分と書架部分とは截然と区別しうるものであるとして、机部分の類似性を前提に、利用関係を肯定した。もっとも、この事案は、部品やパーツの形状 자체はそのまま用いられていたと評しうるものであったのに対し、「織物地」を指定物品とする意匠権の場合に、これが上衣、下衣、鞄等様々な形状の製品に用いられたような事案において、「その特徴を破壊することなく、他の構成要素と区別しうる態様において包含し」といふと判断されるのかについては不透明である旨の指摘がなされている<sup>38</sup>。

実際、後者のタイプの事案であり、かつ登録意匠にかかる生地の一部が用いられた前掲神戸地判〔細幅レース地Ⅱ〕では、指定物品を「細幅レース地」とする登録意匠（下記画像を参照）につき、「葡萄の三枚の葉と三房の実と三本の蔓を構成要素とする基本パターンとその反転パターンの組み合わせを最小単位の図柄とし、これを帶状に連続して配置したもの」としつつ、被疑侵害製品たるイ号ブラジャーの布地には、レース地の意匠を構成する最小単位の図柄（基本パターンと反転パターンの組み合わせ）が全部含まれておらず、その結果、本件登録意匠と類似するレース地の最小単位の図柄を観察できる部分はなく、本件登録意匠やこれと類似するレース地の特徴である最小単位の図柄を帶状に連続配置し

<sup>33</sup> 神戸地判平成9.9.24平7(ワ)1847〔細幅レース地Ⅱ〕

<sup>34</sup> なお、物品の類否判断については、用途・機能に基づき判断する裁判例と（前掲東京地判〔ラップフィルム摘み具〕、前掲大阪地判〔化粧パフ一審〕、前掲大阪高判〔同二審〕、大阪地判平成25.9.26平23(ワ)14336〔遊技機用表示灯〕等）、混同の有無に基づく判断をなす裁判例が存在する（前掲東京高判〔減速機二審〕、前掲知財高判〔カラビナ〕、前掲新潟地三条支判〔ロープ連結環一審〕、前掲東京高判〔同二審〕等）。

<sup>35</sup> 中川・前掲注8)110頁、蘆立・前掲注1)98-99頁、石居・前掲注24)18-21頁。

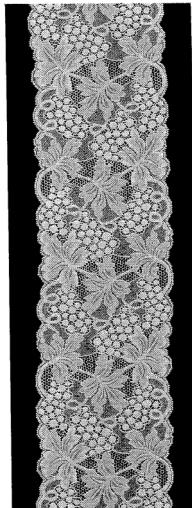
<sup>36</sup> 大阪地判昭和46.12.22判タ275号376頁〔学習机事件〕

<sup>37</sup> 前掲神戸地判〔細幅レース地Ⅱ〕も同旨

<sup>38</sup> 中川・前掲注8)110頁。ただし、同・112頁及び石居・前掲注24)20-21頁は、利用関係を認めることにつき肯定的な見解を述べている。

ている様子が窺える部分もない等として、利用関係を否定した。そうすると、「織物地」等を指定物品とする意匠権の場合、少なくともかような「最小単位」が全て含まれなければ、利用関係を問うことはできないとの推測はなしうる<sup>39</sup>。

表面図



以上のように利用関係が限定的にしか認められない理由を考察すると、第一に、区別が必要とされる理由は、境界が曖昧な場合には、いかなる物品の範囲内で創作したのかということが不明確となり、物品の制約のなかでの創作を保護するという登録意匠の保護（詳細は3説節にて後述する。）を超えた保護を与えてしまう可能性があるからであろう。また、最小単位が完全に含まれていることが要求される理由は、あくまでも意匠は登録にかかる全ての創意的な要素が備わったことをもって登録要件を満たしたと判断されたものであるのだから、その一部を欠く場合には別意匠と評価せざるを得ないこと、また、これを要求しないと部分意匠を経ずして部分の保護を認めることになり、いずれにせよ登録意匠そのものではないものを保護することになるからである。登録意匠権はあくまでも類似物品の範囲で効力が及ぶに過ぎないものである以上、ということに起因するものであると考えられる。

以上のとおり、生地デザインについては、まず物品と離れた模様自体を意匠権で保護することができず、また、「織物地」を指定物品とする意匠権についても、同一・類似の模様を、形状が異なる様々な物品に用いられた場合には、基本的に物品の類似性が認められず、

<sup>39</sup> より広い範囲で布地が利用された場合の判断は必ずしも明らかでない旨指摘するものとして、蘆立・前掲注1) 98-99頁がある。ただし、同注24は、完成品と生地の意匠とに利用関係が認められないとしても、当該生地の製造行為をとらえて意匠権侵害を認めることが可能である旨を指摘しつつ（恩田博宣「判批」知財管理48巻6号（1998年）933頁、西村雅子「ファッション分野での知財マネジメントに関する一考察」パテント67巻15号（2014）57頁）、外国において当該生地が製造・使用された場合等には、わが国の意匠権侵害を問うことはできず、登録意匠と完成品の利用関係を問う必要がある旨も指摘する（恩田・前掲注39）933頁）。

かつ利用関係についても、どこまで及ぶのか不透明である(特に模倣の一部利用の場合は、利用関係を問うことが難しい可能性がある。)。

## 2. EU 法

### (1) 制度概要

第一に、共同体意匠規則 3 条(a)は、そもそも保護対象たる意匠 (design) を、「物品 (product) の全部又は一部の外観であって、特に物品自体の線、輪郭、色、形状、質感、及び/又は素材、及び/又はその装飾の特徴から生じるもの」と定義したうえで、同条(b)は、「物品」に、「図形、シンボル、タイプグラフィの書体等」が含まれる旨を定めており(同規則 3 条(b))、日本法に比して物品性は重視されていない。

かように広範な立場が採用された趣旨に関して、共同体意匠制度の構築に際して公表された、1991 年の欧州委員会 (THE EUROPEAN COMMUNITIES) による「工業デザインの法的保護についてのグリーンペーパー (GREEN PAPER ON THE LEGAL PROTECTION OF INDUSTRIAL DESIGN)」III/F/5131191-EN (以下、単に「グリーンペーパー」という。) では、保護すべき意匠の価値には様々なもの(物品における機能的改良又は技術革新、デザイナーによる美的な創造的貢献、これら二要素を発展させるための製造業者の投資)があること等が指摘されている(グリーンペーパー ¶ 5.4.4 等)。

また、意匠が適用される物品との関係については、デザイナーの活動は、狭義の意味での「物品」の設計に限定されるものではなく、デザイン活動は、物品とみなすことが困難な空間や場所、あるいは単位に直接影響を与える場合もあるということが説明され、そのような例として、「インテリア装飾」、「環境デザイン」、「景観建築」等が挙げられているが、他方でそのようなものの主要な保護実現手段は、著作権法の分野であるとの指摘がされている(グリーンペーパー ¶ 5.4.14.1)。

第二に、その保護範囲について、共同体意匠規則 36 条 2 項は「出願には、デザインが組み込まれる、又は適用されることを意図する物品 (products) の表示を含めなければならない。」と規定しているが、同 6 項は、「第 2 項・・・に記載された要素に含まれる情報は、デザインそのものの保護範囲に影響を及ぼさないものとする。」と規定する。すなわち、条文上、少なくとも指定にかかる物品の表示が保護範囲に影響を及ぼさないものであることが規定されている。

なお、登録共同体意匠権の保護範囲は、「共同体意匠によって付与される保護の範囲は、当該意匠が『事情に通じた使用者 (informed user)』に異なる全体的印象を与えないすべての意匠を含む。」と規定されている(共同体意匠規則 10 条 1 項)。また、保護要件として、新規性(同規則 5 条)と独自性(同規則 6 条)が要求されているが、独自性は、「事情に通

じた使用者 (informed user) に対し、既に公衆に開示された他の意匠とは異なる全体的印象を与える場合に限」って認められる（同規則 6 条 1 項）このように、侵害判断、保護要件のいずれにおいても、「事情に通じた使用者 (informed user)」において、全体的印象を異にするか否かが問われることになり、これらはいずれも同様に判断される<sup>40</sup>。また、新規性と独自性の判断に用いられる「公衆に開示された」意匠には、「当該開示が、共同体内で活動する関係業界の専門家群 (the circles specialised in the sector concerned, operating within the Community) の通常の業務範囲において合理的に知り得なかった』」ものは含まれない（同規則 7 条 1 項）。

以上を前提に、(2)においては、異なる物品間の侵害判断について具体的に検討する。

## (2) 異なる物品間の侵害判断等

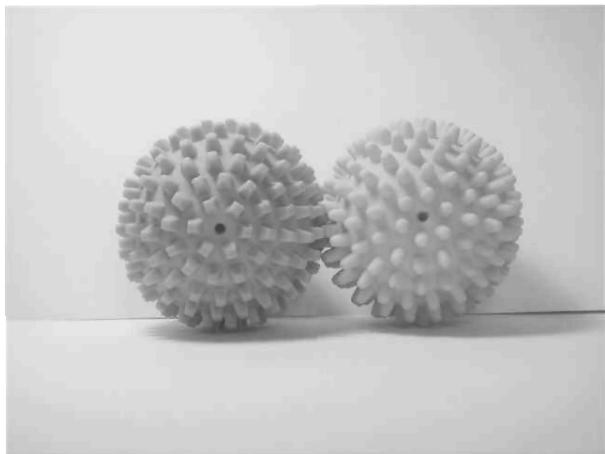
### (i) 一般論

GreenLane Products Ltd v PMS International Group Ltd [2008] EWCA Civ 358; [2008] F.S.R. 28; [2008] E.C.D.R. 15 CA (以下、「Green Lane Products 事件」という。)においては、登録共同体意匠権の指定物品は「ドライヤーボール」<sup>41</sup> (下記画像①を参照) であったところ、潜在的な被疑侵害品でもあった「マッサージボール」(下記画像②を参照) が、「公衆に開示された」意匠に該当しうるかどうかが主たる論点となった。控訴院は、その前提として、「その保護範囲が、意匠がどのような目的で使用されるかに関わらず、あらゆる物品における意匠の利用を含むことを認識することが、特に重要である。保護範囲の規定は、例えば英國の旧法（1949 年登録意匠法第 7 条）のように、『意匠が登録された物品に対する使用』に侵害を限定するものではなく、そのような制約を設けていない。」と判示した ([26])。また、その際に、本事案とは無関係ではあるものの、「自動車の意匠を登録すれば、ブローチやケーキ、おもちゃ等への意匠の使用を差し止めることができる。また、織物の意匠を登録すれば、壁紙、シャツ、皿等への意匠の使用を差し止めることができる。」 ([27]) とも述べている<sup>42</sup>。

<sup>40</sup> See David Stone, European Union Design Law ¶ 12.04, ¶ 19.02 (2nd ed. 2016) etc. 邦語文献は、茶園成樹「EU 意匠法制における独自性要件」相澤英孝ほか編著中山信弘先生還暦記念『知的財産法の理論と現代的課題』471 頁（弘文堂, 2005）等を参照。

<sup>41</sup> 「例えば、洗濯物が回転する際にボールが洗濯物を持ち上げ、分離させることで、洗濯物を柔らかくしたり、乾燥時間を短縮したりするといった効果がある。」と説明されている ([3 (1)])。

<sup>42</sup> ただし、その先例的価値に疑問を差し挟む余地があることについては、青木大也「意匠の類似と物品の類似－知的財産権の範囲と物品等の意義－」日本工業所有権法学会年報 40 号 36 頁注 38 (2017) を参照。

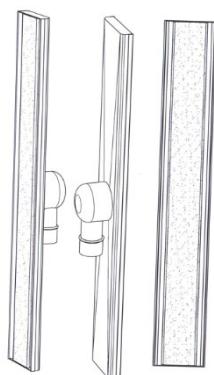


画像①（ドライヤーボール）

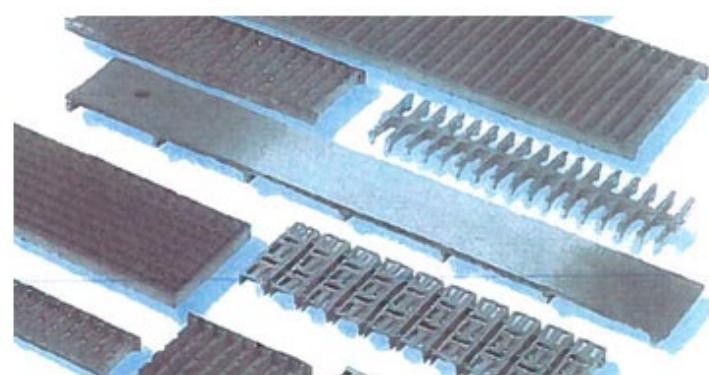


画像②（マッサージボール）

その後、登録共同体意匠権の有効性に関する判断ではあるが、Easy Sanitary Solutions BV and EUIPO v Group Nivelles BV (C-361/15 P & 405/15 P) [2018] E.C.D.R. 4, [2018] Bus. L.R. 55.（以下「Easy Sanitary Solutions 事件」という。）において、欧州司法裁判所 (the Court of Justice of the European Union) は、指定物品等と異なる物品にかかる意匠であっても、「公衆に開示された」意匠に該当しうる旨を述べ ([88]-[90])、保護範囲についても、共同体意匠規則 36 条 6 項を一つの根拠として物品の類似性が不要であることを付言しつつ ([91]-[94])、指定物品が「シャワーの排水口」である登録共同体意匠権（下記画像③を参照）について、「排水路」にかかる意匠（下記画像④を参照）を「公衆に開示された」意匠として参酌した一般裁判所（the General Court）の判断を是認した。



画像③（シャワーの排水口）



画像④（排水路）

学説上は、以上の裁判例と同様に、指定物品は保護範囲に影響を与えないとするものもあるが<sup>43</sup>、事情に通じた使用者の知見の範囲如何で、又は保護範囲において参酌される創

<sup>43</sup> Stone, *supra* note 40, ¶ 15.27- ¶ 15.85.

作の自由度の考え方如何で、物品の相違が保護範囲に影響を与えるとするものもあり<sup>44</sup>、異なる製品の間でこれらの論点がどう解決されるかは難しい問題として残されている旨を指摘する邦語の先行研究も存在する<sup>45</sup>。

## ( ii ) 生地デザイン

以上は、異なる物品間の侵害判断にかかる一般論であったのに対して、本研究の主たる問題意識は、生地デザインにかかる意匠権と、衣服等の形状を違える物品について侵害判断である。

もっとも、現時点では、指定物品が生地等の意匠権について、それを用いた形状の異なる物品（衣服等）に対する侵害が問われた事件を見つけることはできていない<sup>46</sup>。

他方、指定物品が生地等の登録共同体意匠権の無効審判手続において、異なる物品の公知意匠を参照した審決は存在する。あくまで参考情報にすぎないが、以下概観する。例えば、指定物品が「クリーニングクロス」の登録共同体意匠権につき、指定物品を「複合材料 (composite materials and the like)」とするアメリカの意匠特許に基づき、独自性を否定した事例<sup>47</sup>が存在する（それぞれにつき、下記画像を参照）。もっとも、いずれの物品も生地や素材であるように思われ、模様等以外の形状が大きく異なる事案ではない。

<sup>44</sup> イギリス法について、Martin Howe et al., INDUSTRIAL DESIGNS, (10th ed. 2022) ¶2-026 note 67 等を参照。

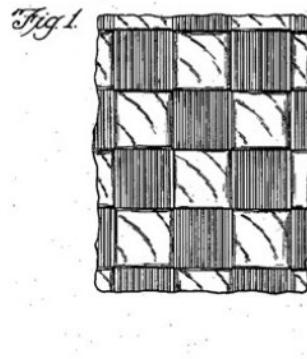
<sup>45</sup> 学説や関連裁判例を詳細に解説しつつ、青木・前掲注 42) 28-30 頁。

<sup>46</sup> EU 加盟国の侵害事件の調査困難性については、注 10 で述べたとおりである。

<sup>47</sup> Case R 512/2014-3 REZI Microfaserprodukte GmbH v BÜMAG eG (28 September 2015)



*Contested RCD*



*Fig.2*

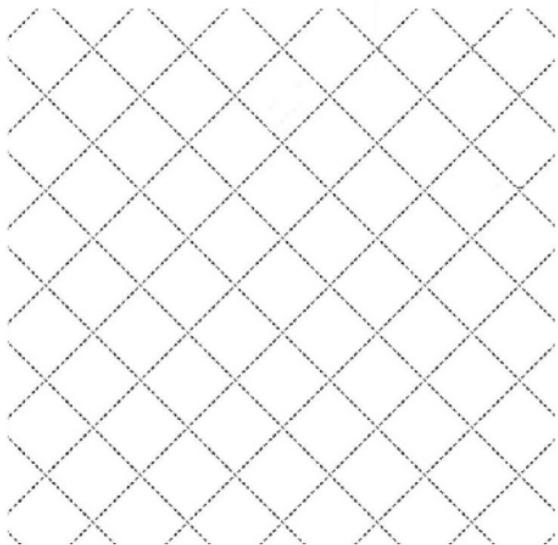
*Earlier design*

他方、指定物品が「生地」の登録共同体意匠権につき、「枕」の意匠に基づき、新規性を否定した事例<sup>48</sup>が存在する（それぞれにつき、下記画像を参照）。先ほどの事案に比べれば、模様以外の形状（枕の形状）において相違がある事案とみることが可能であるかもしれない。

<sup>48</sup> Case 105700 S.C. MINET CONF S.R.L. (Applicant) vs. RAMTEX PRODUCTION (Owner)v BÜMAG eG (14 October 2019)



Prior design



Contested design

### (iii) 小括

以上のとおり、管見の限り、具体的な事例は乏しいものの、少なくとも抽象論においては、物品の類否は保護範囲に影響を与えないとの立場を採るイギリス及び欧州司法裁判所の裁判例が存在した。特にイギリスの *Green Lane Products* 事件では、傍論ながら、織物の意匠登録に基づき、壁紙、シャツ、皿等への侵害を問える旨付言されていた。もっとも、物品の類似性が全く考慮されないかというと、学説においては、他の要件等で考慮されることが指摘されていた。とはいえ、少なくとも日本との比較においては、物品をまたぐ侵害が肯定されやすく、指定物品を「織物」とした登録共同体意匠権に基づき、衣服等に対する侵害を問うことができる可能性は高いといえるように思われる。

## 3. 検討

そもそも、日本の意匠法において、侵害判断において物品の類否が必要とされている理由は、著作権法との役割分担の視点も踏まえながら、以下のように考えることが可能である。

意匠法は、有体物<sup>49</sup>の実用的な側面に基づき、表現の自由度が技術的に制約されているものをその保護対象としている、すなわち物品という制約の中で発揮される創作を扱うため、その分意匠登録に要求される創作の程度は、著作権法のそれに比して、高いものとする必要はない<sup>50</sup>。実際、アイディアと表現の区別がない分、結果的に著作権法における著作物性の要件としての創作性に比べても、意匠における創作非容易性の要件のハードルは低いことが先行研究において指摘されている<sup>51</sup>。

他方、物品という制約のなかでの創作を保護する分、その制約のなかで競争する他者を過度に制約することができないよう、保護範囲を類似物品に限り、かつ相対的に保護期間を限定する必要性が生じる<sup>52</sup>。

これに対して、そのような制約のない表現は、競争者において他の表現の選択肢が十分に残されていると考えられ、かつ登録制度を前提とする出願・登録インセンティヴに配慮する必要もないため、意匠法のように、類似物品に限った保護範囲に限定したり、保護期間を短期に限定する必要性が低くなる。そのため、そのような表現については保護要件「文芸、学術、美術又は音楽に属するもの」（著作権法2条1項1号後段）であるとして、著作権の保護領域とすることが可能となるのである<sup>53</sup>。

なお、出願・登録手続なくしてこれを保護する場合には、新規性等の要件を吟味するために用意した登録制度を前提として、出願・登録のインセンティヴを過度に損なうことのないよう、保護範囲を「模倣」（不正競争防止法2条1項3号、同条同項5号）に限定することや、保護期間を短期にする必要性等が生じる<sup>54</sup>。

以上のような役割分担を前提とすると、模様それ自体を、物品という有体物の枠と無関係に保護すると、かような役割分担にそぐわないことになる。物品の形状に依存する模様（例えば、衣服の袖部や脇部に分けて模様を施すなどすることで、衣服の輪郭がその模様にとって意味を持つような態様の場合や、連続していく模様等が想定される。）について、その物品の類似性を問うことで類似を認めるのであれば以上の趣旨に即するが、そうでない場合には、むしろ著作権法の保護領域とすべきものであるように思われる。

このことは、現在では、欧州司法裁判所の判決により、異なる物品間で侵害が成立しうると解釈された共同体意匠規則においても、その解釈を前提としたとしても、事情に通じた使用者の知見や、保護範囲において参酌される創作の自由度次第で、物品の相違が保護

<sup>49</sup> 画像の意匠の位置づけについては、田村善之〔判批〕知的財産法政策学研究66巻（2022年）43頁注55を参照。

<sup>50</sup> 田村善之「画像デザインの保護に関する2019年意匠法改正の概要と課題」日本工業所有権法学会年報43号（2020）179頁。

<sup>51</sup> 田村・前掲注50) 180頁。本山雅弘「応用美術の保護をめぐる著作権法のインターフェイスについて」コピライト658号10頁（2016年）、駒田泰土「応用美術——それはカテゴリーではなく、利用方法のことである」著作権研究43号41頁（2017年）も参照。

<sup>52</sup> 田村・前掲注50) 179-180頁。「意匠は物品と形態が一体化したもので、物品と不可分のものであるから、物品が非類似であれば意匠は非類似となる」旨説明するものとして、茶園・前掲注30) 103頁も参照。

<sup>53</sup> 以上について、田村・前掲注49) 43-44頁。

<sup>54</sup> 田村・前掲注49) 43-44頁。

範囲に影響するとの見解が唱えられている<sup>55</sup>。そもそも、同規則の起草過程においては、狭義の意味での「物品」の設計に限定されないデザイナーの活動にかかる主要な保護実現手段は、著作権法の分野であるとの指摘がされていたこと(グリーンペーパー ¶ 5.4.14.1 等)<sup>56</sup>に鑑みると、こうした見解は決して牽強付会なものとは言いがたいように思われる。

他方、共同体意匠規則を参考にすれば、日本においても多意匠一出願による費用の割引制度を検討することは可能であるよう思われる。すなわち、登録共同体意匠権は、同一ロカルノ分類に属する限り<sup>57</sup>、一出願で複数の意匠を出願することができる(共同体意匠規則 37 条、共同体意匠実施規則 (Commission Regulation (EC) No 2245/2002 of 21 October 2002 implementing Council Regulation (EC) No 6/2002 on Community designs) 2 条 1 項)。なお、ここにいう「同一ロカルノ分類」との制約は、「装飾 (ornamentation) に関する意匠」(グラフィックシンボル、ロゴ、表面模様など、2 次元または 3 次元の意匠) には適用されないため<sup>58</sup>、当該分類を指定する際には、これともう一つ他の分類を組み合わせることが許されている<sup>59</sup>。これによって、費用・手間ひまのコスト削減を図ること可能となっており<sup>60</sup>、特に費用面において、おまとめ割引 (bulk discount) があることが重要である<sup>61</sup>。かよう仕組みは、まさに纖維、ファッショニ、その他の短命な製品の業界の要望をもとに提案されたものであることが、グリーンペーパーにおいて指摘されている<sup>62</sup>。すなわち、

「これらの業界では、短期間で大量の意匠が開発されるが、市場に出るのは一部に限られる。そのため、すべてのデザインを個別に出願するのは、非効率で費用がかかりすぎる。非登録共同体意匠 (UCD) は、短命な製品向けの主要な解決策ではあるが、登録共同体意匠 (RCD) をより活用しやすくすることも重要である。」<sup>63</sup>との指摘がなされている。なお、グリーンペーパーにおいては、100 意匠を上限とすることが提案されていたが<sup>64</sup>、共同体意匠規則は上限を設けていない<sup>65</sup>。

<sup>55</sup> Howe et al., *supra* note 44, ¶ 2-026 note 67 等。青木・前掲注 42) 28-30 頁も参照。

<sup>56</sup> なお、共同体意匠規則が、「物品」(product) の定義に、図形、シンボル、タイプグラフィの書体等を含めていること(同規則 3 条 (b)) ことについて、ある意味で異常とし、そのような状況の理由を歴史的経緯に求めつつ、このようなものは工業デザインの保護というよりも、著作権保護の領域に含まれることが適切であるとの可能性を指摘するイギリスの学説として、Howe et al., *supra* note 44, ¶2-029 がある。

<sup>57</sup> 共体意匠規則 37 条、共同体意匠実施規則 2 条 1 項。このような制限を設けることで、多種多様な異なる製品を対象とする単一の出願に含まれる複数の意匠を阻止できる(少なくとも阻止できるはず) であることが指摘されている(Stone, *supra* note 40, ¶ 15.63)。

<sup>58</sup> 共体意匠実施規則 2 条 2 項、Stone, *supra* note 40, ¶ 15.75 etc.

<sup>59</sup> 欧州連合知的財産庁 (EUIPO) 「意匠登録出願審査基準 (Examination of applications for registered Community designs)」 ¶ 7.2.3 ( <https://guidelines.eipo.europa.eu/2213908/1789836/designs-guidelines/7-2-3-the--unity-of-class--requirement>, last visited 21 February 2025)

<sup>60</sup> See Stone, *supra* note 40, ¶ 15.63, ¶ 15.72, ¶ 15.208 etc. 中川・前掲注 8) 103-104 頁も参照。

<sup>61</sup> See Stone, *supra* note 40, ¶ 15.76. 費用の詳細は、欧州連合知的財産庁・前掲注 59) ¶ 8.2 ( <https://guidelines.eipo.europa.eu/2213908/1786601/designs-guidelines/8-2-currency-and-amounts>, last visited 21 February 2025) を参照。ただし、この割引は、意匠登録の更新については適用されないとされている(Stone, *supra* note 40, 15.208)。

<sup>62</sup> グリーンペーパー ¶ 8.7.1. See also David Musker, *Community Design Law: Principles and Practice*, ¶ 2-210 (2002).

<sup>63</sup> 同上

<sup>64</sup> グリーンペーパー ¶ 8.7.3

<sup>65</sup> See Stone, *supra* note 40, ¶ 15.71. ただし、電子出願の場合は 99 件までであることが指摘されている(中川・前掲注 8) 103-104 頁)。

## IV. 結語

以上のとおり、本研究の調査・検討結果により、登録共同体意匠制度を参考に、まず、新規性喪失の例外にかかる手続要件を廃止することを提案する。他方、生地デザインにつき、模様それ自体を、物品という有体物の枠と無関係に意匠権によって保護することは適切でないが、登録共同体意匠制度を参考に、多意匠一出願による費用の割引制度を導入することは、検討の価値があると考える。

その他、本稿で扱うことが叶わなかった、ファッショングデザインの登録意匠権による保護について、その保護要件や保護範囲の具体的あり方の検討については、今後の検討課題としたい。

禁無断転載

特許庁委託  
令和 6 年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業  
調査研究報告書

登録意匠権によるファッションデザイン保護の在り方

山本真祐子

令和 7 年 3 月

一般財団法人知的財産研究教育財団  
知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目 11 番地  
精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671  
FAX 03-5281-5676  
<https://www.iip.or.jp>

All rights reserved.

Report of the 2024FY Collaborative Research Project on  
Harmonization of Industrial Property Right Systems  
Entrusted by the Japan Patent Office

A Study on the Protection of Fashion Design  
Through Registered Design Rights

Mayuko YAMAMOTO

March 2025

Foundation for Intellectual Property  
Institute of Intellectual Property

Seiko Takebashi Kyodo BLDG 5F, 3-11 Kanda-Nishikicho, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0054, Japan

TEL +81-3-5281-5671  
FAX +81-3-5281-5676  
<https://www.iip.or.jp>